

美作市奨学金返還支援補助金 募集要項

～これから美作市に定住するあなたを応援します～

在学中に、まずは「登録申請」の手続きを

【事業概要】

奨学金の貸与を受けて大学等に就学し、これから美作市に居住して奨学金を返還しながら働く若者の方に対し、奨学金の返還額の1/2を補助し、10年間で最大240万円（上限24万円/年）を支援します。

【申請書の提出方法】

下記担当課に「直接持参」「郵送」「Eメール」で提出してください。

≪申請書類提出先≫

〒707-8501 岡山県美作市美来1

美作市役所 政策推進部総合政策課

Eメール：seisaku@city.mimasaka.lg.jp

※ 郵送の場合、送信封筒の裏面には差出人の住所、氏名を記載してください。

※ Eメールの場合、題名を「美作市奨学金返還支援補助金+氏名」としてください。

また、添付ファイルはすべてPDFデータ（押印があるものはカラー）としてください。

【注意事項】

- 「郵送」「Eメール」で提出された場合は、郵便事故や送信エラーの観点から、下記問い合わせ先に電話連絡のうえ、必ず提出の確認をしてください。
- 提出された申請書類は返却しませんので、写し等は各自で保管してください。
- 申請内容に不備等がある場合は、訂正や再提出をしていただくことがあります。期限内に余裕をもって提出してください。

【問い合わせ先】

岡山県美作市役所 政策推進部 総合政策課

TEL：0868-72-6696 FAX：0868-72-6367

E-mail：seisaku@city.mimasaka.lg.jp

第1 補助金の概要

1 制度の目的

この補助制度は、大学等の卒業後の奨学金の返還金に対して補助を行うことで、UI ターン等のきっかけ作りを行い、美作市の若者の定住を促進し、人口減少に歯止めをかけるとともに、地域を支える優秀な人材を確保し、地域産業の活性化を図ることを目的に実施するものです。

2 制度の概要

奨学金の貸与を受けて大学等に就学し、卒業後に美作市に居住して、奨学金を返還しながら働く若者の方に対し、前年度に返還した奨学金返還額の1/2を補助し、10年間で最大240万円（上限24万円/年）を支援します。

3 補助対象者

これから奨学金等を返還しながら美作市内に定住し、働こうとされている市民で、次の(1)～(6)のすべてに該当する方が対象です。基本的に令和7年4月以降に就職される方を補助対象としています。

- (1) 在学中に奨学金を借入し、卒業後に返還予定のある方。
- (2) 高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学（大学院を含む）、高等専門学校及び専修学校（専門課程又は一般課程）（以下「大学等」といいます。）を、卒業（見込み）又は中途退学された方。
- (3) 美作市内に住民登録（※）されている方（転入予定者を含む）。
※原則として、10年以上美作市に居住する意思のある方。
※住民登録があっても、生活の本拠地が変更され本市に居住していないと認められるは補助の対象となりません。
※卒業日の翌日から起算して1年以内に住民登録をしてください。
- (4) 市税等の滞納がない方。
- (5) 認定申請の日における年齢が30歳未満であること。
- (6) 認定申請時点で、正規雇用者（期間の定めがなく又は1年を超える期間を定めて雇用）又は事業主等（期間を定めず継続的に事業を営む者であって、当該事業に従事している者）の方。

4 補助対象とならない就職先

上記3に該当する方でも、次の(1)～(6)に該当する職業や企業・事業所に就職される方は支援の対象となりません。

- (1) 雇用保険適用事務所でない企業・事務所
- (2) 国の機関及び地方公共団体
- (3) 事業主又は役員が、美作市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員に該当している企業・事業所
- (4) 事業主又は役員が、美作市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している企業・事務所
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく届出を要する事業を営む企業・事業所
- (6) その他市長が不適切と認める企業・事務所

5 補助対象となる奨学金等の種類

補助対象となるのは、次の(1)～(3)のいずれかの奨学金の貸与を受け、返還を予定されている方です。なお、支援金の額の算定は当初の返還計画に基づくものとし、繰上償還等による返還額の増額分は、考慮しません。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第1号及び第14条に基づく制度により貸与を受けた学資貸与金
- (2) 矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金条例に基づく制度により貸与を受けた奨学金
- (3) その他市長が認める奨学金

※教育ローンは対象外となります。

※返還の免除等がされる修学資金等は対象外となります。

6 補助金額の算定

補助金の額は毎年度、支援対象者からの申請に基づき算定し、決定します。

補助金額 上限 **2万円**／月（上限 **24万円**／年度）※最大 **240万円**
補助率 返還すべき額の $1/2$ （**50%**）

- (1) 交付の申請を行った日が属する年度（以下「申請年度」という。）ごとに、当該申請年度の前年度（以下「算定年度」という。）中に支払った返還金の額（操上償還、滞納分の支払その他の理由により、当該算定年度中に返還すべき額を超えて支払った場合は、当該返還すべき額の2分の1に該当する額（その額に1,000円未満の端数がある時はこれを切り捨てた額）とします。
- (2) 前項の規定にかかわらず、補助金は、申請年度に係る算定年度のうち補助対象期間を含む月の月数に20,000円を乗じた額を限度として交付します。
- (3) 前2項の規定にかかわらず、算定年度中に返還すべき額に対して、国、地方、公共団体（美作市を含む。）及びそれらの外郭団体が実施する補助金と同趣旨の他の補助、助成等（以下「他の補助金等」という。）を受ける場合は、前2項の規定により算出した金額から当該他の補助金等の合計額を控除します。

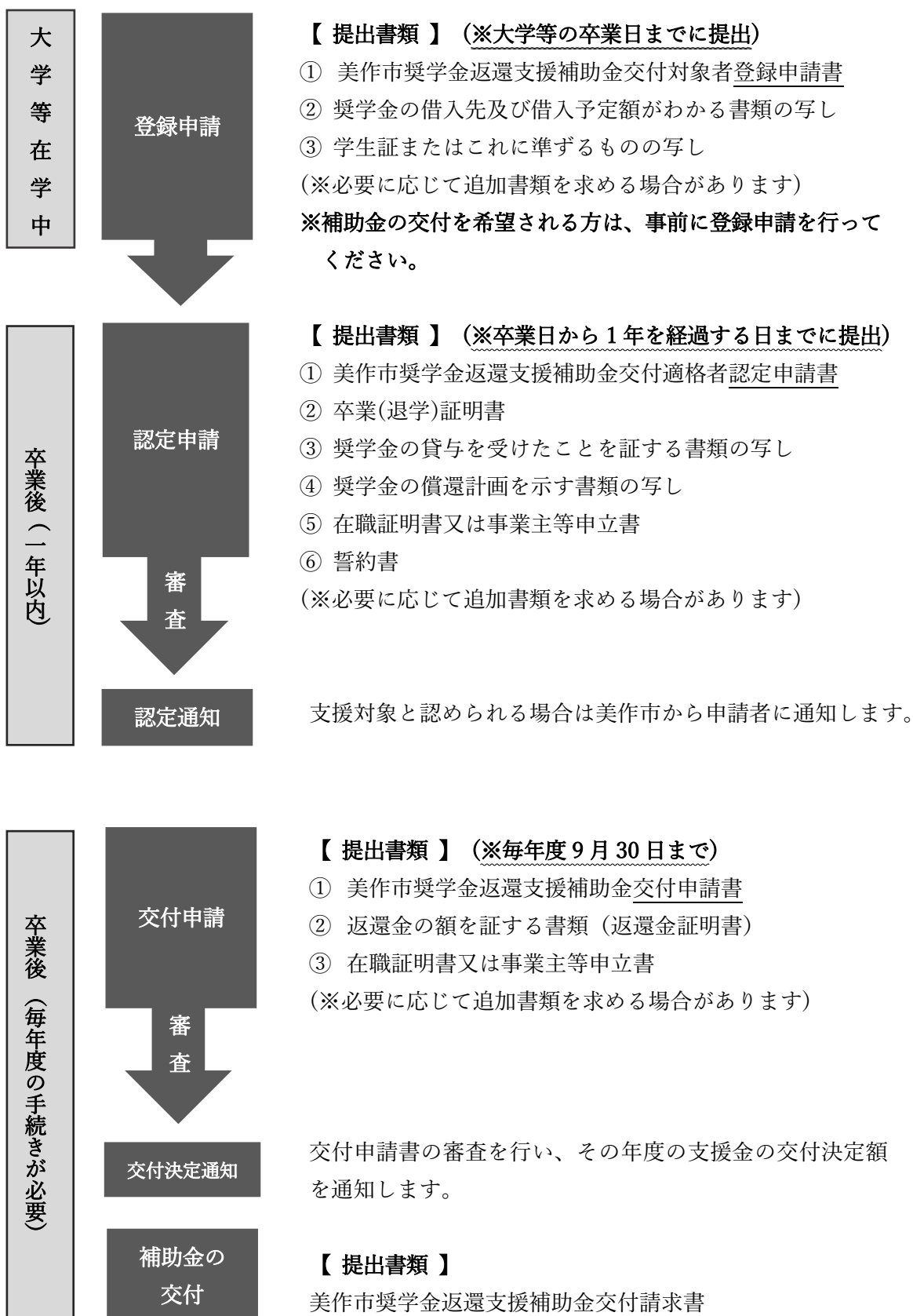
7 補助対象期間等

補助対象期間は、初回の償還月から起算して、最大120か月間です。なお、複数の奨学金を借入れており、償還開始時期が異なる場合は、いずれか早い初回支払期限の属する月を起算月とします。

次の各号に該当するものは、当該事実が生じた日の属する月分までとします。

- (1) 美作市に定住しなくなったとき
- (2) 奨学金を完済又は返還が免除されたとき
- (3) その他、補助対象期間の短縮となる事象が生じたとき

第2 提出書類、手続きの流れ



第3 その他

1 認定・交付の取り消し、返還等

本補助金の認定または交付決定後、次の(1)～(5)に該当する場合や、その他申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、本支援金の認定または交付決定を取り消し、返還を求めるケースがあります。

- (1) 交付適格者の認定から10年以内に市外へ転出したとき
- (2) 交付適格者の認定を辞退する申出がなされたとき
- (3) 奨学金が取り消されるとき
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (5) 補助対象者の要件のいずれかを欠き又は該当するに至った場合
- (6) その他返還が相当と認める事由があった場合

2 根拠規程

- ・美作市奨学金返還支援補助金交付要綱（令和6年美作市告示第113号）